

被扶養者認定における 年間収入の取扱い変更について

総務省からの通知により、令和8年4月1日から、労働契約内容によって年間収入が基準額未満であることが明白である場合には被扶養者認定における年間収入の取扱いが変わります。

●今後の対応について

実施開始日	令和8年4月1日から実施する認定申請分及び 令和8年度実施扶養状況調査
対象条件	下記条件をすべて満たす方 ① 労働契約書等で定められている年間収入見込額が130万円未満であること ※賞与、諸手当を含む ② 認定対象者の収入が「給与収入」のみであること ③ 認定対象者の収入は組合員の年間収入の2分の1未満であること ④ 別居の場合、被扶養者の年間収入が組合員の送金額を上回らないこと 上記①から④の条件を満たし、被扶養者の契約段階で見込んでいなかった臨時収入によって、結果的に年間収入が130万円以上（60歳以上は180万円未満、配偶者を除いた19歳以上23歳未満（12月31日時点）は150万円未満）の場合であっても、当該臨時収入が社会通念上妥当である範囲に留まる場合は被扶養者として認定します。（扶養状況調査においては被扶養者として入り続けることが可能になります）
必要書類	別紙にて（※1）「当初想定しなかった臨時収入（一時的な収入）」であることを事業主に証明して頂き労働契約書とともに提出してください。 →労働契約書で年間収入が明白ではない場合は「給与支払等証明書」（※2）御提出ください。 ※1,2は横浜市職員共済組合 WEB サイト申請書類一覧No.29にあります。

Q

労働契約で定められた賃金から見込まれる収入が年間 130 万円未満とは具体的にどういう場合か？

A

労働契約書において、時給×一日の労働時間×1か月の日数×12カ月で年間収入を算出します。（契約書に賞与・手当が記載されていたらそれらも含みます）シフトによる契約と記載されていて年間収入が算出できない場合や 130 万円以上の契約となっている場合はこの制度は適用されません。

Q

被扶養者には年金と給与があります。この制度の対象になるか？

A

今回の「年間収入の取扱い変更について」は給与収入のみの方が対象です。年金と給与がある方は従来どおり、年金と給与両方足し合わせて年間 180 万円未満となります。

Q

課税証明書が 130 万円以上だが、扶養申請をしたい。何か追加で提出する書類があるのか？

A

課税証明書が130万円以上の場合の書類として、「時間外労働に対する事業主の証明書」（想定外の時間外労働による給与ということが確認できること）をご提出ください。

併せて雇用契約書（時給×一日の労働時間×1か月の労働日数+賞与=130万未満が必須）も必要です。（増申請時の添付書類）

その際、給与のみの記載をしてください。

Q

給与のみの場合はどのように記載すればいいのか？

A

共済組出書類の申請書一覧のうち、「扶養事実届出書」の中で記載頂く欄があります。
その他組合員本人が作成した「給与収入のみである」旨の申立書を添付して頂いても構いません。

Q

今回の制度を受けて申請しようと思うが、扶養手当関係にも適用されるのか？

A

いいえ、適用しません。今回は総務省の通知を受け共済組合被扶養者・年金3号のみ適用となります。扶養手当・扶養控除等の収入基準においては従来通りで変更はありません。